

## 資料 2

### マスタープラン 2020 策定に関わる利益相反排除の方針

2019年2月26日 科学者委員会  
研究計画・研究資金検討分科会決定  
2019年3月27日改定

大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン(以下、「マスタープラン」という)は、各学術分野が必要とする大型研究計画を網羅するとともに、我が国の大型研究計画のあり方について指針を与えることを目的としたものであり、予算配分等に直接関与するものではない。しかしながら、日本学術会議会員・連携会員がマスタープランの策定に関与する場合には、提案の審査・評価・実現のための支援という公的な立場と一研究者としての立場の両方を有するため、相反する緊張関係(利益相反)の状態に入ることは否めない。よって、関係者は、日本学術会議会員・連携会員としての高い見識の下で、日本学術会議声明「科学者の行動規範について」(平成25年1月)の利益相反の条項(\*1)を踏まえて、公平で公正な策定・選定を行うことを義務とする。

このため、マスタープラン 2020 策定に関わる利益相反排除のための規則として以下を定める。

- 1) 学術大型研究計画の公募に際して、本分科会委員は提案者になることはできない。
- 2) 学術大型研究計画の策定に際して、提案者は評価小分科会委員になることを妨げないが、評価小分科会における当該提案については評価しない。
- 3) 提案者はその提案を評価・審査する評価小分科会の委員長になることはできない。
- 4) 本分科会委員は、評価小分科会における提案の評価・審査には参画しない。
- 5) 評価小分科会委員及び重点大型研究計画審査小委員会委員は、自らが密接に関わっている提案、あるいは、提案者または実施主体と利害関係を有する提案については、評価・審査に参画しない。なお、利害関係者については、科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規定(平成30年10月3日改正)第8条「評価に関する利害関係の排除の取り扱い」(下記\*2)参照)に準拠するものとし、利益相反の有無について、下記8)においてその他の状況も勘案し確認を行うこととする。
- 6) 重点大型研究計画の選定に際して、提案者は重点大型研究計画審査小委員会委員になることはできない。
- 7) 評価小分科会委員長及びその代理は、重点大型研究計画審査小委員会において、該当する評価小分科会からの提案については評価を行わない。
- 8) 評価小分科会委員の利益相反の有無については、各評価小分科会で、重点大型研究計画審査小委員会委員の利益相反の有無については、本分科会において確認する。

## 資料 2

### 参考

\*1) 日本学術会議声明「科学者の行動規範」(平成 25 年 1 月 25 日改定)  
(利益相反)

16 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

\*2) 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規定(平成 30 年 10 月 3 日改正)  
([https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01\\_seido/03\\_shinsa/data/h31/hyoukakitei301003.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/data/h31/hyoukakitei301003.pdf))

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係